
平成29年 第3回(定例)新温泉町議会会議録(第5日)

平成29年3月24日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成29年3月24日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第31号 平成28年度新温泉町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第3 議案第20号 平成29年度新温泉町一般会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第4 議案第21号 平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第5 議案第22号 平成29年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第6 議案第23号 平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第7 議案第24号 平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第8 議案第25号 平成29年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第9 議案第26号 平成29年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第10 議案第27号 平成29年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第11 議案第28号 平成29年度新温泉町水道事業会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第12 議案第29号 平成29年度新温泉町下水道事業会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第13 議案第30号 平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について(予算特別委員長報告)
- 日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第15 請願第1号 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法案」改正法案(いわゆる「共謀罪法案」)の今国会提出に関する請願(総務教育常任委員長報告)
- 日程第16 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第31号 平成28年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第3 議案第20号 平成29年度新温泉町一般会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第4 議案第21号 平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第5 議案第22号 平成29年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第6 議案第23号 平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第7 議案第24号 平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第8 議案第25号 平成29年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第9 議案第26号 平成29年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第10 議案第27号 平成29年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第11 議案第28号 平成29年度新温泉町水道事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第12 議案第29号 平成29年度新温泉町下水道事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第13 議案第30号 平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第15 請願第1号 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法案」改正法案（いわゆる「共謀罪法案」）の今国会提出に関する請願（総務教育常任委員長報告）
- 日程第16 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

出席議員（15名）

1番	中井	勝君	2番	谷口	功君
3番	宮脇	諭君	5番	植田	光隆君
6番	岡坂	峰雄君	7番	谷田	一富君
8番	中村	茂君	9番	西村	敏弘君

10番 西村 銀三君
12番 池田 宜広君
14番 岩本 修作君
16番 小林 俊之君

11番 中井 次郎君
13番 宮本 泰男君
15番 高橋 邦夫君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 清水 久代君 書記 中井 勇人君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岡本 英樹君	副町長	小西 清司君
教育長	岡本 操君	温泉総合支所長	中井 孝吉君
牧場公園園長	三崎 博史君	総務課長	西村 大介君
企画課長	井上 弘君	税務課長	吉野 松樹君
町民課長	谷田 善明君	健康福祉課長	森本 彰人君
商工観光課長	岩垣 廣一君	農林水産課長	太田 洋二君
建設課長	田中 雅樹君	上下水道課長	松岡 清和君
町参事	土江 克彦君	浜坂病院事務長	仲村 秀幸君
会計管理者	中村 光春君	こども教育課長	西村 徹君
生涯教育課長	清水 吉晴君	調整担当	小谷 豊君
代表監査委員	福田 正君		

午前9時00分開議

○議長（小林 俊之君） 皆さんおはようございます。

第81回新温泉町議会定例会、第5日目の会議を開催するに当たり、議員各位には御多用のところ御参集を賜り厚くお礼を申し上げます。

本日は、追加議案1件及び予算特別委員会へ付託し審査をお願いしておりました平成29年度一般会計及び特別会計、公営企業会計予算についての議事を中心に審議を進めてまいりたいと存じます。議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願いを申し上げまして開会の挨拶といたします。

町長挨拶。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 定例会第5日目の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げ

ます。

休会中は予算特別委員会におきまして慎重な御審査を賜りました。心からお礼を申し上げるところでありますし、貴重な御意見をいただき厚くお礼を申し上げる次第でございます。

本日の定例会、29年度の一般会計並びに特別会計、公営企業会計予算について御審議を賜るところでございます。また、諮問案1件と追加議案として補正予算案1件を提出させていただきます。格段の御配慮を賜り、慎重審議の上、適切妥当な御議決を賜りますようお願い申し上げます、一言御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので第81回新温泉町議会定例会5日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しているとおりであります。

暫時休憩いたします。

午前9時02分休憩

午前9時27分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

日程第1 緒報告

○議長（小林 俊之君） 日程第1、緒報告を行います。

まず、議長のほうより報告いたします。去る3月15日の会議以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

議長からの報告は以上で終わります。

次に、議会運営委員会が3月15日に開かれておりますので、委員長より報告をお願いいたします。

中村茂委員長。

○議会運営委員会委員長（中村 茂君） それでは、議会運営委員会から報告を申し上げます。

平成29年3月15日、会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の報告を行います。今回は町長から緊急に補正予算案1件の議案提出の申し出があり、その議事運営について審査を行ったところであります。補正予算案の内容は、歳入で総務費国庫補助金の増と、歳出で戸籍住民基本台帳費の増、補正額は358万2,000円の増でありました。また、関連して繰越明許費の補正もありました。現在、会期中でありまして、所管の環境福祉常任委員会の開催を3月16日に要請したところあります。このような経過のもと、議案第31号として本日の日程に入れることといたしました。

以上、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（小林 俊之君） 委員長、ありがとうございました。

次に、環境福祉常任委員会が3月16日に開かれていますので、委員長より報告をお願いいたします。

岡坂委員長。

○環境福祉常任委員会委員長（岡坂 峰雄君） じゃあ、委員会報告をさせていただきます。

ただいま議長が申しあげましたように、3月の16日に午後、委員会をいたしました。この補正予算第7号についてでございますが、数値については今、議運の委員長が申しあげましたので省略させていただきますが、なぜこうなったのかという議題が主であったと思っております。それにつきましては、ずっと考えて説明を聞いた中では事務的なミスということが第一の原因だったということでございまして、いろいろ審議がありましたけれども、委員会としては了承をいたしました。そのことを御報告を申しあげて、報告を終わらせていただきます。

○議長（小林 俊之君） 環境福祉常任委員長の報告は終わりました。

報告のうち協議事項について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） ありがとうございます。

これで質疑を終わります。委員長、御苦労さまでした。

次に、町長より報告がありましたらお願いいたします。

以上をもって緒報告を終わります。

日程第2 議案第31号

○議長（小林 俊之君） 日程第2、議案第31号、平成28年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

本案について町長の提案理由の説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 先ほど、議運の委員長並びに環境福祉常任委員長から御報告がありました件であります。

平成28年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じました。御提案を申し上げるものでございます。内容につきましては、担当課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 一般会計補正予算（第7号）につきまして説明を申し上げます。

既に本会期中6号補正をお願いし、御議決をいただいているところでございますけれども、予算計上漏れがありましたので追加の補正をお願いするものでございます。マイナ

ンバー制度を導入に伴う個人番号カード交付事務に係る歳入歳出予算の増額と、全国的なカードの発行状況を踏まえて一部を翌年度へ繰り越しをお願いするものでございます。総額で、歳入歳出それぞれ358万2,000円の追加をお願いするものでございます。事項別明細書4ページ歳出をお開きください。担当課長より説明を申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） このたびは大変御迷惑をおかけしまして申しわけありません。本事案が発生したのは、繰越明許に関するメール、また経費増額に関するメール文書を見落としておりまして、それを3月に県からの手続の確認の際に気がついたという事務的なミスで、文書管理者たる私の十分注意していれば防げたことであると感じております。大変申しわけありません。

それでは、続いて内容を説明させていただきます。先ほど総務課長が言いましたが、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費に、個人カード発行業務として358万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。個人番号カード交付事務は、個人番号通知やマイナンバーカード作成等を地方公共団体情報システム機構に委任するものでございます。財源は全額国庫補助で、同額を地方公共団体情報システム機構に委託料として支払うものでございます。平成28年度におきまして、交付決定のあった額と当初予算との差額358万2,000円を今回補正としてお願いするものでございます。

また、補正予算書の3ページ、第2表、繰越明許費の補正としまして、繰越明許の追加として2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名が個人番号カード交付事業で、121万5,000円の繰越明許の追加をお願いするものでございます。これは、総務省の指示によりまして全国全市町村同様に繰り越しを行うものでございます。以上、よろしく申し上げます。

○議長（小林 俊之君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） ちょっとお尋ねいたしますけども、もし、これが正常な形でやられておったら繰越明許ってのは発生しないんでしょうか。どうなんでしょう。

それと、課長が言われた文書管理ができていなかったっていうのは、ふだんどういふ文書の扱いを、管理の状況はどうなんでしょう、どうなってるんでしょう。それ、教えてください。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 繰り越しは総務省からの指示で、本年度、平成28年度にJ-LISが実施できなかった分について全国一律に行うものでございますので。

（「業務の中身について、繰り越す内容、中身」と呼ぶ者あり）業務の中身。業務の中身はマイナンバーカードの発行業務が主でございます。それを国レベルで金額に応じて市町村に人口割で割り振った額を繰り越しするというものでございます。

文書管理につきましては、メールで来た文書についてそれぞれで確認するというものだったんですが、今回よりメールで来たものも必ずペーパーベースで、重要なものについてはペーパーベースで確認し合うというような事務処理を今後行うことを確認したところでございます。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 小西副町長。

○副町長（小西 清司君） 今の議員の御質問の中で、この文書管理をしっかりとしていたら繰越明許しなくていいのかという部分があるわけですが、これ、そうではなくて、しっかりとしておれば、この6号補正予算の中に一緒に補正という形で入れられたということでございます。このことがわかりましたタイミングが、既にもう6号の審議をお願いするっていう15日のお願いだったわけですが、3月の9日ぐらいに県のほうから、今回、既に12月の段階で28年度割り当ての121万5,000円については繰り越し処理をしていただかなければ、マイナンバーカードの発行状況がよくないということで、繰り越しの文書が実はメール施行で来ておりました。それをまず見落としておったというようなこと、さらに、県といたしましては繰り越し処理が各自治体でなされなければならないということで、日程の確認、いつごろ補正予算が通って繰越明許が認められるのかというような確認を、3月の9日だったというふうに担当から聞いておりますが、に来た段階で補正予算に計上してないことに気づき、どうしても追加で予算をお願いしなければ、明許という議会の議決事項でございますので、できないということで、急遽いろいろと議長それから環境福祉、それから議運等をお願いをいたしまして追加で7号の補正をお願いをしたいということをお願いしたところでございます。

もう一点の文書管理はっていうのは、既に文書取扱規定が町にあるわけですが、最近インターネットそれからメール等が通常化する中で、メール施行という形での公文書の扱いがふえてきております。それらがちょっと担当課の中で不用意に確認行為は怠っておったというようなことの中で、総務課といたしましても文書規定に基づく文書管理を徹底するよというふうなする文書も再度出しておるわけですが、必ずメールであってもペーパー化して、きちっと必要なところまでの決裁をとって、その事後処理が確実にできるようにっていうことを、この間徹底したところでございます。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 少し重複すると思いますが、繰り越しにつきましては町の発行状況ではなく、この地方公共団体情報システム機構というのが全国の地方公共団体で通知カードの発行、それからこのたびは個人番号カードの発行を委託されている全国レベルのシステム機構に対する委託でございます。このたびの繰り越しは、例えば新温泉町が100%カードが発行できていても、例えばゼロ%であっても、そういうレベルでなく、全国レベルの普及率で案分をして28年度施行分、29年度への繰り越し分ということで総務省のほうから指示があった分が、この121万5,000円という数字

でございますので、繰り越しについてはそういうことで、全国レベルでの普及率から案分されたものであるということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 繰り越しの件はわかりました。その文書管理はメールで送ってきたものを必ず文書にというようなあれは、これまではやられてないってことですか。それが、例えば毎日メールならメールをきちっと見るなり、そういうことがこれまでされてなかったと。恐らく、何もこれは町民課だけの話じゃないと思えますけどね、ほかのところにもメールが来た場合は、実際のところいって、文書化をきちっとして必要部署に配るなりそういうのなりをやっておられると思うんですけども、そこら辺ところは、まだメール化になったのは時期的につい最近ですか、どんなあれでしょうか。今、結構メール化っていうのがどこでもあるように思うんですけど。そこら辺のどこ答えてください、ちょっと。

○議長（小林 俊之君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） メールでの文書の送信、受信につきましてはもうかなり昔から、前から来ております。メール施行ということで今はもうメールで、中には公印なしで、それからペーパーでの文書の收受なしに事務が進められるということがかなりございます。これは以前からありました。今、議員がおっしゃられたように、以前からそういう事務処理の形につきましては行っております。事務連絡的なメールの文書につきましてはペーパー化してない場合もありますけども、当然、公文書で来たものについてはそれを打ち出して、そして各課で受け付けをし、必要なものは課長まで、または町長まで決裁をとるということは今までからしております。そのことが十分徹底できていなかったのがこのたびのようなことが発生したということで、再度、確認という意味で適正な文書管理の事務の徹底をこのたびしたところでございます。いろいろ状況はあるんですけども、自分とこに来た文書を、これはほかの担当の分だなということでその担当なり課に転送する、その転送された課は、それはうちの仕事じゃないってまたほかの課に転送したり、自分のとこの課の仕事じゃないんでもうそのまま、画面のままでもう全然処理しなかったとか、そういうようなことがあり得ります。このたびも、どちらかといえば課内の中でのそういった転送のやりとりの中で十分な処理ができていなかったということでしたので、このたび再度それを周知徹底し、そういった場合には十分電話なり口頭での連絡をとる、それから必要な文書は当然、従来からですけども、文書として打ち出して決裁をとる、そういった取り扱いをします。文書管理責任者として課長はそれを十分把握するようにというような徹底をしたところでございます。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

5番、植田光隆君。

○議員（5番 植田 光隆君） 委員長の報告も聞きました。それで、僕も去年ちょうど3月定例会の最後の日だったかな、補正の補正が出たときに、浜坂病院のね、浜坂病院

事業で出たときに、副町長にもちょっと厳しく言わせていただきました。それで、去年から見ていますと宿日直の関係、是正勧告の、総務課長があれば認識不足でしたとか、それから去年の病院関係のは不足見込みでしたとか、きょうは事務的なミスでしたとか。僕は、去年も言わせてもらったけど、副町長、でも、行政マンのプロですわね、法律に基づいて実態をきちっと管理されとるプロですから、何でこう毎年こんなことがあるんかなと、ほかの自治体もあるかわからんですで、これは聞いてないですけども。これらの管理というのは、副町長、どうでしょう、この状態でいいもんかね、いいもんってことはないと思うんですけども。何かの、何ていいますかなペナルティーっていうか、あってもいいかなと思うのと、それと、危機管理徹底せないけんと思いますよ。そこら辺、お答えください。

○議長（小林 俊之君） 小西副町長。

○副町長（小西 清司君） 今、議員がおっしゃるように、ずっと何かこういうミスやうっかりがあったということでございますが、その都度、各職員さらにはそれを管理する課長、それから全体という形での督励はいたしておるところでございますが、全体的に仕事に対する緊張感、責任感、そういうところは絶えず管理職会等でも督励しているところでございます。特に、今回等につきましては、担当課長等につきましては、嚴重注意というようなことの中での注意もしたところでございます。そういうところをしっかりと各課長等に伝える中で、やはり処分なり注意を受ければいいという問題ではなくて、そういうことが起きないようにという日ごろの緊張感を持った仕事というのを、またさらに徹底していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） この、今回のメールは課長宛てに来るんですか、課長宛てに。担当者宛てに来るのか課長宛てに来るのか、新温泉町役場でどんと来るのか。これ、やっぱり発信元にも開封確認ができるシステムあると思うんですよ。今回も、例えば県庁から来たメールで新温泉町でそれを開いてないということになれば、もう一度県庁のほうから、あんたんとこ見てないでと、そんなシステムできますよね、このメール。だけえ、宛名がどうあったのか、開封確認の行為がきちとなされたのかと、その2点はどうですか。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 仕事のメールは大抵、課がそれぞれ課単位でアドレスを持っておりまして、課単位でメールはやってまいります。それで、各担当レベルでその課の自分のメールについては自分であけて処理していくというようなことでございます。

○議長（小林 俊之君） 開封確認、開封確認はできるのって。

○町民課長（谷田 善明君） ちょっとわからないですが、開封確認はされてないと思いますが、ちょっとわかりません、済みません。

○議長（小林 俊之君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） ほかの課の、団体のことですので明言はできませんけど、うちの役場の中でのやりとりの中では、あるな。（発言する者あり）開封確認をするシステムはもちろんございます。このたびの文章は、要するに開封はしております。メールが来て、そのままじゃないです。開封はしてるけど処理をしてないという、そういうことですので、仮に開封確認ができたとしても、県のほうからは、ちゃんと見てもらってるなという状況はあって、ただ、その中身の見た後の処理ができてないという状況でございます。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） そうなると、もうどうしようもないですね。もう、どうしようもない。もう、システム全体できちっとチェックする対応ができて、それも機能していた。その後の行動ができてないって、そしたらこれはもう防ぐ方法はないですね。ではあるけども、こういう、例えば私の経験から言うと、朝5分前に全員が着席をして、時間と同時にメールを全員が立ち上げると、全員が。それぞれ来てる、夜間ですか、今まで残ってるメールについて全員がそれぞれ目を通す時間というのを設定してました。それによって、そういうことがないようなシステムを会社でつくっていた経験があります。どうですか、役場もそういうふうにしたら。毎朝5分前に、ここは時間外の管理が、私たちは昔は仕事が始まる9時までにあけたら、あの人はなぜ9時前におると、時間外が出てますかというチェックが入りましたけど、役場はそこまでないですから、必ず5分前には自分宛てに来てるメールについては立ち上げて、きちっと確認をするというふうに習慣づけてはどうですか。8時半からで結構ですけども。

○議長（小林 俊之君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 時間の徹底まではあれですけど、必ずそれぞれの個人個人、メールを朝来たら開いて確認をするという行為はさせていただきたいと思います。例えば総務課の場合でしたら、総務課フォルダーに入ったものにつきましては私が基本的には全部開いて、全部それぞれの担当に転送をするというふうにしております。

○議長（小林 俊之君） 3番、宮脇諭君。

○議員（3番 宮脇 諭君） いわゆる失念した、見なかった、放置しておったというのはよくわかりました。で、この121万5,000円ですけども、これはいつ現金が振り込まれたもんなんですか。まだ振り込まれていない、まだ歳入してないわけですよ。歳入していないものを繰り越すことができるんですか。説明してください。

○議長（小林 俊之君） 小西副町長。

○副町長（小西 清司君） このたびの繰越明許につきましては、特定財源は未収入特財という形で繰り越させていただきます。既に総務省から交付決定は来ておりますので、交付決定額121万5,000円に対して歳出121万5,000円繰り越すわけですが、通常でしたら一般財源をつけてでも繰り越さなければいけないんですが、こういう補助金等につきましては交付決定が来ておれば未収入特財という形で繰り越せますので、収

入は来年度実施精算額として入ってくるということになります。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから本案を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。10時10分まで。

午前 9時54分休憩

午前10時10分再開

○議長（小林 俊之君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

日程第3 議案第20号

○議長（小林 俊之君） 日程第3、議案第20号、平成29年度新温泉町一般会計予算についてを議題といたします。

本案については、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

中井勝委員長。

○予算特別委員会委員長（中井 勝君） それでは、予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会に付託されました議案第20号、平成29年度新温泉町一般会計予算については、3月16日予算説明を受けた後、17日、21日、22日の委員会において審査を行いました。審査の過程につきましては、議長を除く14名の議員で構成する委員会でありますので、詳細については省略をし、審査結果のみ報告いたします。

採決の結果は、議案第20号、平成29年度新温泉町一般会計予算については、賛成多数により可決すべきものと決定をいたしました。以上で、予算特別委員会の報告いたします。

○議長（小林 俊之君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑は、議長を除く14名の議員で構成された委員会でありますので、省略いたします。

中井委員長、御苦労さまでした。

では、これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、本案に対し反対者の発言を許します。

2番、谷口功君。

○議員（2番 谷口 功君） 失礼いたします。平成29年度新温泉町一般会計予算について、反対の討論を行います。

世界で一番企業が活躍しやすい国を目指す、新自由主義的な経済政策が行き詰まりと破綻に直面し、格差と貧困の拡大など、社会と経済の危機をさらに深刻にしています。総務省の家計調査では、一昨年9月以降、1年4カ月消費が落ち込み、その結果、売り上げや生産もふえず景気は悪化の方向に進んでいます。正規雇用を派遣やパートなど非正規の労働者に置きかえ、大企業、大資産家は株高、円安でふやした大もうけを内部留保にため込んでいます。その一方で賃上げも押さえ込んでいます。国民の社会保障費の負担増と賃上げ抑制が消費低迷の最大の要因となっています。勤労者の実質賃金指数は安倍政権が発足した2012年の指数99.2が、13年以降98.3、95.5、94.6と下がり続け、労働者の平均賃金は、最近のピークであった1997年に比べ年収で55万6,000円も減少しています。社会保障は後退の一方、大企業、大資産家への減税などの優遇が相も変わらず続けられています。日本社会は富めるものがさらに巨額の富を手に入れ、中間層が痩せ細り、貧困層は先進国の中でも多いほうに位置する国となってしまいました。子供の相対的貧困率は1985年が10.9%でしたが、既に16%を上回っています。このようなもとの、年金の引き下げ、生活保護基準引き下げ、消費税の増税、介護保険料や国保税が引き上げられるなど、住民負担は一層増大しています。この現実、我が町を避けてはくれません。今、税収の落ち込みを漁業者や但馬牛の生産者が一定は抑えている状況があります。しかし、全体としては落ち込んでいるというのが、この29年度予算の税収でありました。町長も相対的貧困が進んでいることは認識している旨、答弁をされています。今、我が町の行政に最も求められていることは、この増大する貧困、削減されている医療、介護等、社会保障への手だてではないでしょうか。もちろん、子供、高齢者の医療費を所得制限なしで無料とする事業を継続していることは、県内でも有数の町でもあります。また、この新年度予算で子育て支援をパンフにしてまとめてその対象者に作成、配布する、こういった事業にも評価すべき点があるかとは思いますが、一方で、財政調整基金を積み増し、さらに振興基金もふやしていく、こういう矛盾が進行しているのであります。

今、この町に住んでいる人がすこやかに安心して暮らすことができることを行政に期待をされると考えます。憲法第13条は、全て国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とすると明記し、幸福追求権を保障しています。人は全て自由に自分らしく生きること、それは平和のもとで文化的最低限度の生活を営むことができる、幸福を追求することができる、そのことを最大限尊重することこそ行政の最も大切な役割だと考えます。地方創生、少子化など、まるで流行語のような国の

施策に振り回される必要はないのではないのでしょうか。町民の福祉の増進のための施策を一步一步進めることを強く求め、反対討論といたします。

○議長（小林 俊之君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。

12番、池田宜広君。

○議員（12番 池田 宜広君） このたび、平成29年度一般会計予算について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

人口減少に伴う税収入が今後も回復が期待できない状況にあるほか、合併特例措置終了に伴う段階的縮減もある中、スポット的予算配分はないものの、将来に向けた持続可能な運営を確立するため、まち・ひと・しごとの創生に向けた、また、ふるさとの未来へつなぐまちづくり予算であると考えます。全体バランスに配慮した予算であるという考えを持ち、賛成討論とさせていただきます。

○議長（小林 俊之君） 次に、本案に対し反対者の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（小林 俊之君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（小林 俊之君） これで討論を終わります。

これから、平成29年度新温泉町一般会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 俊之君） 起立多数、10名です。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時21分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

日程第4 議案第21号 から 日程第13 議案第30号

○議長（小林 俊之君） 日程第4、議案第21号、平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第5、議案第22号、平成29年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第6、議案第23号、平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について、日程第7、議案第24号、平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について、日程第8、議案第25号、平成29年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算について、日程第9、議案第26号、平成2

9年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について、日程第10、議案第27号、平成29年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について、日程第11、議案第28号、平成29年度新温泉町水道事業会計予算について、日程第12、議案第29号、平成29年度新温泉町下水道事業会計予算について、日程第13、議案第30号、平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算についてを一括議題といたします。

本案について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

中井勝委員長。

○予算特別委員会委員長（中井 勝君） それでは、予算特別委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました、議案第21号、平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算についてから、議案第30号、平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算についてまでの10会計につきまして、3月16日に説明を受け、22日の委員会において審査を行いました。審査の過程につきましては、一般会計と同様に議長を除く14名の委員で構成する委員会でありますので、詳細については省略をし、審査結果のみ報告いたします。

審査結果は、まず、議案第21号、平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算については、全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第22号、平成29年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号、平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計予算の2事業会計については、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号、平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算、議案第25号、平成29年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算、議案第26号、平成29年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算、議案第27号、平成29年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算、議案第28号、平成29年度新温泉町水道事業会計予算、議案第29号、平成29年度新温泉町下水道事業会計予算、議案第30号、平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算の7事業会計については、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。以上で報告を終わります。

○議長（小林 俊之君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑は議長を除く14名の議員で構成された委員会でありますので、省略いたします。

中井委員長、御苦労さまでした。

これから会計ごとに討論、採決を行います。

議案第21号、平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について。

お諮りいたします。討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから平成29年度新温泉町国民健康保険

事業特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号、平成29年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について。

お諮りします。討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「討論」と呼ぶ者あり）

それでは、まず本案に対し反対者の発言を許します。

2番、谷口功君。

○議員（2番 谷口 功君） 平成29年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論を行います。

後期高齢医療保険第5期の2016年、17年度保険料は全国ベースで7.1パーセント高くなっています。平成29年度から、低所得者の保険料を最大で9割軽減している特例軽減を段階的に廃止しようとしております。保険料は2倍から10倍にはね上がることとなります。もともと後期高齢者医療制度は、医療費削減のため、高齢者を囲い込んで、負担増と差別的医療を押しつけようとするものであります。特例軽減は廃止しないこと。後期高齢者医療制度を廃止し老人医療制度に戻し、保険料の窓口負担の軽減や差別的な医療をやめることを求め、反対討論といたします。

○議長（小林 俊之君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（小林 俊之君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（小林 俊之君） これで討論を終わります。

これから平成29年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 俊之君） 起立多数、11名です。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第23号、平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について。

お諮りいたします。討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 俊之君） 異議がありましたので、討論に入ります。

まず本案に対し、反対者の発言を許します。

2番、谷口功君。

○議員（2番 谷口 功君） 平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について、反対討論を行います。

この間社会保障と税の一体改革の名のもとに、連続して介護報酬削減、サービス利用料の抑制と負担増などが押しつけられています。要支援者の訪問介護と通所介護を保険給付から外し、報酬や人員基準を切り下げた基準緩和サービスや、ボランティアなどがサービス提供を行う総合事業へ、この4月1日から移行することになります。短期研修者による安価なサービス提供は単なる家事代行になって、利用者の生活意欲の喚起や認知症などの早期発見ができないおそれが心配されています。8月から高額介護サービス費、一般区分の月額負担上限額を月3万7,200円から4万4,400円に引き上げることになります。サービス利用料は2年前に2割負担を導入したばかりなのに、来年3月から3割負担を行うことを進めようとしています。対象は単身世帯で383万円以上、2人以上の世帯では520万円以上の収入がある人となっています。一層のサービス削減と負担増が予定されており、認めることができないものであります。以上で反対討論といたします。

○議長（小林 俊之君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（小林 俊之君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） これで討論を終わります。

これから平成29年度新温泉町介護保険事業介護保険事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 俊之君） 起立多数、11名です。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号、平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について、お諮りいたします。討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 25 号、平成 29 年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算について。お諮りいたします。討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから平成 29 年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 26 号、平成 29 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について。

お諮りいたします。討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから平成 29 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 27 号、平成 29 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について。

お諮りいたします。討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（発言する者あり）

○議長（小林 俊之君） 討論。

御異議がありましたので、討論に入ります。

まず、本案に対し反対者の発言を許します。

10 番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） 議案第 27 号、平成 29 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業予算について、反対の立場で討論を行います。

高齢者はどんどんふえる中、我が町の高齢化率も 38 パーセントを超えました。このような中、温泉の利用実態に基づいた料金体系をこれまでから何度も発言をしてきました。しかし一向にその見直しがない。こういうそのあり方ではほんとに高齢者、特に利用の少ない高齢者にとっては負担だけが増すという現状があります。

さらに新温泉という名前にふさわしい町づくり、これが我が町の温泉の貴重な位置づけであると思っております。この温泉を利用しようとし、現状維持のまま、ただ加入金だけを下げるといった安易な方法で利用を促進しない、そういったまことに知恵のない、町の発展、将来性のない予算について反対をいたします。以上です。

○議長（小林 俊之君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（小林 俊之君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（小林 俊之君） これで討論を終わります。

これから平成29年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 俊之君） 起立多数、13名です。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第28号、平成29年度新温泉町水道事業会計予算について。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（小林 俊之君） 討論なしと認めます。

これから平成29年度新温泉町水道事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第29号、平成29年度新温泉町下水道事業会計予算について。

お諮りいたします。討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから平成29年度新温泉町下水道事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第30号、平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について。

お諮りいたします。討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 諮問第1号

○議長（小林 俊之君） 日程第14、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件につきましては、現委員、細川泰俊氏が平成29年6月30日をもって任期満了となります。つきましては、後任の推薦についてお願いを申し上げます。後任として、新温泉町諸寄277番地73、岡田耕治氏をお願いを申し上げるところであります。氏は昭和30年1月8日に生まれまして、鳥取大学大学院修士課程を卒業後、昭和57年4月1日から教職、教鞭をとられ、八鹿町立八鹿小学校教諭を振り出しに、平成27年3月31日に新温泉町立浜坂東小学校を退職されるまで長く教鞭をとられました。人格、識見それから人権擁護に格別の理解をいただいております。適任と考え推薦をいたしたく存じます。

どうぞよろしくお願いを申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（小林 俊之君） 提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 再三にわたって人権委員の推薦のときに申し上げておりますが、法務省から、いわゆるこういう方を推薦してくださいという中に、教職員のオールドボーイ、OBは適当ですよ、できたらと、というような表現はあるんでしょうか。というのも、今回、教職員のOBによって新温泉町の人権委員はほとんどが教職員のOBになってしまうと。教職員が悪いというふうには思いませんが、やっぱりその職種を経験をした人というのは、ある意味偏った判断等になるおそれがありはしないかというふうな思いがしますから、今回なぜ教職員のOB選んだのか、そして委員会、委員のほとんどが教職員のOBに固まるということについて問題はないかということについて

伺っておきます。

○議長（小林 俊之君） 岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 法務省からそういった、言われるような教職員でなければならんというようなことは決してございませんし、審議資料にありますとおり、人権擁護委員法に基づく町の推薦ということでもありますので、そういったことはございません。

それから偏るのではないかということでもありますけれども、OBがたくさんおられ、お願いしておるっていうのも実態でございますけれども、それに伴います偏りであったりそんなことは聞いたことがございません。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 人権問題というのは多種多様、さまざまな場面でいろいろな課題が出てこようというふうに思います。その際にはやっぱりいろんな角度、あるいはいろんな識見そういうものの中からきちっとその判断をする、あるいは指導する、あるいは是正をするというようなことが求められる。その場合に、今人権委員は6名ですかいね、新温泉町、5名ですかいね、5名ですか。（「6名」と呼ぶ者あり）6名。6名とも教員のOBさんになったはずですね、これで。それをね、余りにもやっぱりその偏り過ぎだと。新温泉町でもさまざまな識見あるいは経験等をお持ちの方たくさんおられると。だけど人権擁護委員がそういう、今言った教職員のOBばかりになるということについてやっぱり心配をします。今おられる方全てがそれは識見豊かな立派な人だというふうには私も認めますがね。そうはいいながら全てが教職員のOBになるということについてはどうしてもやっぱり違和感が払拭できない。今、町長の答弁で、ううん、なるほど、そうか、うん、すんと落ちるわけにはいかない。今後、やっぱりそういう形に偏らないというふうな形をぜひ求めておきたいというふうに思います。

○議長（小林 俊之君） 岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 教職員に偏った推薦というふうに意図的にそういうことをしたのもでもございませんし、適当な方をお願いするということで、それぞれが過去においてもお願いを申し上げてきたところでありまして、それが偏ったというふうにとられるとすれば、結果論としてそういうことになったということでありまして、それが人権擁護委員の、そのどういいますか、職務についてふぐあい、不適正であったとかそういうことは聞いておりませんし、それぞれが人格、識見ともに高い方々だというふうに思っておるところであります。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） では、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第15 請願第1号

○議長（小林 俊之君） 日程第15、請願第1号、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法案」改正法案（いわゆる「共謀罪法案」）の今国会提出に関する請願を議題といたします。

請願について委員長の報告を求めます。

高橋委員長。

○総務教育常任委員会委員長（高橋 邦夫君） 審査報告を申し上げます。

請願の内容は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法案を今国会に提出をしないという内容でございました。会議規則第93条の規定により報告します。

審査の結果は会期中における、あ、ごめんなさい。本請願はいわゆる共謀罪法案を今国会に提出しないことを求めるものであり、委員会として賛成多数で本請願の趣旨を妥当と認め、採択するものといたしました。以上です。

○議長（小林 俊之君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、これから本請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択です。

本請願は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）

御異議がありますので、これから討論を行います。討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小林 俊之君） それでは、討論終わります。

これから本請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は、採択です。

本請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 俊之君） 起立少数、6名であります。よって、本請願は、不採択とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時56分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

日程第16 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○議長（小林 俊之君） 日程第16、委員会の閉会中における所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会より別紙のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出がなされておりますので、これを承認したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時16分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

○議長（小林 俊之君） 今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたします。

これで本日の会議を閉じます。

第81回新温泉町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る3月1日の開会から本日まで24日間にわたり、平成29年度当初予算及び平成28年度補正予算並びに条例の改正や指定管理者の指定など、町政進展のための当面する多くの案件を審議してまいりました。特に今回提案されました平成29年度当初予算につきましては、予算特別委員会を設置し、連日、長時間にわたり慎重な審査をいただきました。この間、中井勝委員長には大変な御苦勞に対し厚くお礼を申

し上げる次第であります。

議員各位には、今期定例会に提出されました議案に対し真剣な御審議を賜り、それぞれ適切妥当な結論が得られました。ここに改めて御精励に対し深く敬意と感謝を申し上げます。

また町長を初め管理職の皆様方におかれましては、この会期中真剣な態度をもって審議に臨まれた御苦勞に対しまして深く敬意を表すものであります。今期定例会において述べられました各議員からの意見等につきましては十分に検討されまして、今後のまちづくりに御配慮されることを強く望むものであります。

さて、定例会の最終日に提出された追加議案に事務の正確を欠く点がありました。今後このようなことがないように、苦言を呈しておきます。また議案の提出に当たっては、当局は内容を十分配慮し、熟考を望むものであります。

最後になりましたが、議員各位並びに町当局におかれましては健康に御留意いただき、町政進展のため、なお一層の御努力と御活躍をお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 3月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、3月1日から本日まで極めて長期にわたりまして御精励を賜りました。議員各位の御精励に深く敬意と感謝を表すところでございます。

なおまた、いろいろと大変こう不手際がありましたこと、改めておわびを申し上げる次第でございます。今後こういうことがないように、気を引き締めて新年度に向かってまいりたいと思います。御審議の過程で大変たくさんの御意見、御提言を賜りました。今後の行政運営に生かしながら、皆さんからいただきました御提言、御意見、十分に配慮しながら町政運営に臨んでまいりたいというふうに思っておるところでございます。

新年度を目前に控えまして、議員各位におかれましては、公私とも何かとお忙しい時期かと存じますが、どうぞ健康に十分に御留意をいただきまして、引き続き本町の発展のために御活躍をいただきますように御祈念申し上げまして、意を尽くしませんけれども閉会に当たりましてのお礼の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（小林 俊之君） これをもって第81回新温泉町議会定例会を閉会いたします。御苦勞さまでした。

午前11時21分閉会
